

教職員・学生 各位

### 健康増進法改正に伴う大学敷地内禁煙について

健康増進法の一部を改正する法律（平成 30 年法律第 78 号）により、第 1 種施設である千葉大学は、敷地内禁煙となります。

今回の健康増進法改正は、「望まない受動喫煙」を防止するために行われ、「屋外や家庭等において喫煙をする際、望まない受動喫煙を生じさせることがないよう周囲の状況に配慮しなければならないものとする。」と定められています。千葉大学キャンパス内のみならず、喫煙する場合には、周辺の道路、店舗など環境への配慮を忘れないようお願いします。

法律の施行に伴い、受動喫煙状況の確認および行政の指導に基づき、「特定屋外喫煙場所（喫煙所）」を以下の通りに定めます。タバコ（燃烧式・加熱式・電子タバコのすべてを含む）は「特定屋外喫煙場所（喫煙所）」でのみ喫煙可能です。また、喫煙所への未成年の立ち入りは禁止です。

#### 「特定屋外喫煙場所（喫煙所）」

##### ○西千葉地区

工学部 5号館 脇

工学部 11号館 脇

学際研究棟 東側（予定）

##### ○亥鼻地区

特定屋外喫煙場所 は おかない

敷地内全面禁煙

##### ○附属病院地区

敷地内全面禁煙（従来より）

##### ○松戸地区

厚生施設 裏

##### ○柏の葉地区

農場運営中央棟 付近

北門 付近

今後も受動喫煙対策の実施状況、大学構成員の喫煙率の調査を続け、「特定屋外喫煙場所（喫煙所）」の変更、撤去を行う場合があります。

総合安全衛生管理機構 機構長 今関 文夫